

大分県報

令和七年
第六四一号
九月十九日

（金曜日）

目次

告示

県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………
特定第二号漁業者の共済義務加入に係る同意成立……………
道路の供用開始……………

大分海区漁業調整委員会告示

豊前海におけるあさりの採捕の禁止……………
かく長三センチメートル以下のあさりの採捕の禁止……………
伊予灘海域におけるたちうお浮きはえなわ漁業の禁止……………

公告

情報公開条例運用状況……………
落札者等の公示……………
第四十九期大分県労働委員会使用者委員及び労働者委員の推薦……………

○告示

大分県告示第三百六十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

令和七年九月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

令和七年九月十九日

大分県報（告示）

一

事業名		地区名	縦覧期間		縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 （ほ場整備）		竹田東部地区	令七・九・一九から 令七・一〇・九まで		竹田市役所
県営中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備）		竹田東部地区	令七・九・一九から 令七・一〇・九まで		竹田市役所

大分県告示第三百六十八号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百八条第五項において準用する同法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の加入区の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意は、同法第百八条第二項に規定する要件に適合するものと認める。

令和七年九月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 加入区の名称

米水津漁獲加入区

二 加入区の区域

大分県漁業協同組合米水津支店の地区

三 加入区の区分

漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業のうち一般まき網漁業又は船びき網漁業

大分県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年九月十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年九月十九日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道赤根富来浦線	国東市国見町赤根字中野八三三番二〇地内	令七・九・一九

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおりあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和七年九月十九日

大分海区漁業調整委員会会長

阿 部 貴 史

一 禁止区域

次に掲げるイからへまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十九秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間等

令和七年十月一日から令和八年九月三十日までの間のそれぞれ日没から日の出まで。ただし、令和七年十月十六日から同月三十一日までの間については終日

大分海区漁業調整委員会告示第十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおりかく長三センチメートル以下のあさりの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和七年九月十九日

一 禁止区域

次に掲げるイからへまでの各点を順次に結んだ直線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海域

点イ 中津市山国川山国橋右岸下流端

点ロ 山国川山国橋の下流側中央

点ハ 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第五十八号）から真方位二百九十六度二十分八十メートルの点

点ニ 点ハから真方位六度十五分一万七千メートルの点

点ホ 点ハから真方位三百四十二度四十分三十九秒九千九百四十メートルの点

点ヘ 豊後高田市と国東市との境界の標識（海区漁場計画の公示（令和五年大分県告示第二百十二号）で規定する基点第六十一号）

二 禁止期間

令和七年十月一日から令和八年九月三十日まで

大分海区漁業調整委員会告示第十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、次のとおりたちのお浮きはえなわ漁業を禁止する。

令和七年九月十九日

大分海区漁業調整委員会会長

阿 部 貴 史

一 禁止区域

伊予灘協定水域（点コと点サを結ぶ直線、点ス、点ツ及び点セを順次結ぶ直線、点テと点トを結ぶ直線、点チと点ナを結ぶ直線並びに点サと点ス、点セと点テ、点トと点ナ及び点コと点チをそれぞれ結ぶ最大高潮時海岸線から八千メートルの線で囲まれた水域をいう。）のうち、伊予灘協定東部海域（伊予灘協定水域のうち点ケと点シを結ぶ直線以東の海域をいう。）並びに山口県及び愛媛県の最大高潮時海岸線から一万メートル以内の海域

点ア 大分県大分市関崎

点イ 大分県国東市安岐埼沖灯浮標

点ウ 大分県国東郡姫島村姫島灯台

点エ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点オ 山口県熊毛郡上関町祝島北西端

海 区 漁 業 調 整 委 員 会	○
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	○
公 営 企 業 管 理 者	二
病 院 事 業 管 理 者	○
公立大学法人大分県立看護科学大学	○
公立大学法人大分県立芸術文化短期大学	○
大 分 県 住 宅 供 給 公 社	○
大 分 県 土 地 開 発 公 社	○
合 計	三、七二八

3 苦情の申出の状況

申 出 件 数	備 考
一	

4 審査請求の状況

区 分	件 数	備 考
審 査 請 求 件 数	九	
処 理 件 数	四	

四 情報提供の状況

1 情報提供申出

区 分	処 理 件 数
情 報 セ ン タ ー	一、七九六
地 区 情 報 コ ー ナ ー	五九〇
警 察 本 部 窓 口	一
合 計	二、三八六

2 行政資料

（単位 件）

3 その他

区 分	閲 覧	資料提供	貸出し	写し交付
情 報 セ ン タ ー	九一七	六二六	三四	一、九八〇
地 区 情 報 コ ー ナ ー	一一四	一	一	六四五
警 察 本 部 窓 口	一	一	一	二八
合 計	一、〇三一	六二六	三四	二、六五三
情 報 セ ン タ ー	二〇			〇

（単位 件）

次のとおり落札者等について公示する。

令和七年九月十九日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

税総合・自動車税システム一般業務用・維持管理用端末等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県総務部税務課

三 落札者を決定した日

令和七年八月二十九日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 営業統括本部長 石 崎 洋

五 落札金額

百四十四万千円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和七年七月十八日

第四十八期大分県労働委員会委員の任期が令和八年二月十八日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第十九条の十二第三項の規定により、第四十九期大分県労働委員会委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、委員の候補者の推薦を求める。 令和七年九月十九日	(二) 労働組合法施行令第二十一条第三項に規定する大分県労働委員会の証明書（当該証明書に係る組合資格審査申請書は、大分県労働委員会に令和七年十月九日（木）までに提出すること。） (三) 被推薦者の履歴書
大分県知事 佐 藤 樹 一 郎 一 任命する委員の数 使用者委員 五人 労働者委員 五人	
二 推薦できるものの資格 1 使用者委員の候補者を推薦する資格があるものは、大分県の区域内のみに組織を有する使用者団体であること。	
2 労働者委員の候補者を推薦する資格があるものは、大分県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の大分県労働委員会の決定を受けた労働組合であること。	
三 推薦されることのできる候補者の資格等 労働組合法第十九条の十二第六項において準用する同法第十九条の四第一項に規定する欠格事項に該当しないこと。	
なお、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）、国会法（昭和二十二年法律第七十九号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）等法令により兼職の制限又は禁止の規定があることに注意すること。	
四 推薦期間 令和七年九月十九日から同年十二月五日まで	
五 推薦の方法 1 使用者委員を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を大分県商工観光労働部雇用労働室に提出すること。	
(一) 推薦書（様式一）に所定事項を記入したもの (二) 被推薦者の履歴書	
2 労働者委員を推薦しようとする労働組合は、次の書類を大分県商工観光労働部雇用労働室に提出すること。	
(一) 推薦書（様式二）に所定事項を記入したもの	

様式 1 推 薦 書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地

使用者団体名

代 表 者 氏 名

労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、第 49 期大分県労働委員会の
使用者委員の候補者として、次の者を推薦します。

（ふりがな） 氏 名	年 齢	所 属 団 体 名 及 び そ の 地 位	備 考

注 委員候補者 1 人につき、履歴書を 1 通添付すること。

様式 2 推 薦 書

令和 年 月 日

大分県知事 殿

所 在 地

労働組合名

代 表 者 氏 名

労働組合法施行令第 21 条第 1 項の規定により、第 49 期大分県労働委員会の
労働者委員の候補者として、次の者を推薦します。

（ふりがな） 氏 名	年 齢	所 属 労 働 組 合 名 及 び そ の 地 位	備 考

注 1 委員候補者 1 人につき、履歴書を 1 通添付すること。
2 大分県労働委員会の証明書（資格審査）を添付すること。